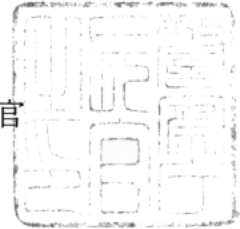


行政文書開示決定通知書

様

警察庁長官



平成30年10月2日付けで請求のあった行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項に基づき、下記のとおり開示することとしたので通知します。

記

- 1 開示する行政文書の名称
別紙のとおり
- 2 不開示とした部分とその理由
なし

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、警察庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

* 同封の説明事項をお読みください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の算定基準	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（*）
A4判文書 162枚	①閲覧	100枚までにつき100円	100円	0円
	②複写機により用紙に複写したものの交付	用紙1枚につき10円	1620円	1320円
	③スキャナにより読み取ってできた電子データをCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、当該文書1枚ごとに10円を加えた額（CD-R1枚）	1720円	1420円

* 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(2) 開示の実施の申出

開示の実施を受けるためには、法第14条第2項等の規定により、本通知を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」を下記連絡先までご提出下さい。（「行政文書の開示の実施方法等申出書」の記載方法等については、同封の説明事項等をご参照下さい。）

(3) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：11月1日から12月6日まで（行政機関の休日を除く。）9:30～12:00及び13:00～17:00

場所：千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 警察庁情報公開室

(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付費用（見込み額）

日数：開示の実施の方法に係る申請書の提出があった日から1週間後までに発送予定

送付費用：重さ約700gであり、通常郵便物（定形外）にする場合には1kgまで570円（3(1)②の場合）

重さ約70gであり、通常郵便物（定形外）にする場合には100gまで140円（3(1)③の場合）

4 連絡先

・住所 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

・担当係 警察庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室 ・電話番号 03(3581)0141 内線2188

・担当者名 渡邊

・FAX 03(3581)6840

・E-mail koukai@npa.go.jp

別 紙

1 開示する行政文書の名称

- (1) 「道路交通法等違反事件迅速処理のための共用書式の実施について（依命通達）」
（平成29年1月23日付け警察庁乙交発第2号）
- (2) 「道路交通法等違反事件迅速処理のための共用書式の運用について（通達）」（平成29年1月23日付け警察庁丙交指発第3号ほか）
- (3) 「交通反則切符の様式等並びに告知及び交通反則告知書等の作成の要領について」
（平成29年1月23日付け警察庁丙交指発第4号ほか）
- (4) 「点数切符の様式等、点数切符による違反事実の告知の要領、点数切符の作成の要領等について」（平成29年1月23日付け警察庁丙交指発第2号ほか）
- (5) 「非衝撃式印字装置を利用する場合における交通反則通告制度の運用について」
（平成29年1月23日付け警察庁丙交指発第6号ほか）